

議 案 書

教育委員会

令和 7 年 1 0 月定例会

議 事 日 程

日 程	1	委員の議席の決定について	P 3
日 程	2	教育委員会議事録の承認について	P 4
日 程	3	第19号報告	P 5 ~ 12
		長崎市民会館指定管理者候補者選定審査会 の審査結果について	
日 程	4	第20号報告	P 13 ~ 16
		公の施設の指定管理者の候補者の選定につ いて（長崎市民会館）	
日 程	5	第38号議案	P 17 ~ 20
		長崎市高島炭鉱整備活用委員会委員の委嘱 について	
日 程	6	第39号議案	(別 冊)
		教職員の人事に関する内申について	

委員の議席の決定について

「参 照」

○ 長崎市教育委員会会議規則（抜粋）

（議席）

第 6 条 委員の議席は、委員の任命がある都度最初に開かれる会議において教育長が定める。

〔以下、略〕

教育委員会議事録の承認について

- ・ 令和 7 年 7 月 2 8 日定例会議事録案 ・ ・ ・ 別 添
- ・ 令和 7 年 8 月 2 0 日定例会議事録案 ・ ・ ・ 別 添

第 19 号報告

長崎市民会館指定管理者候補者選定審査会の審査結果について

令和 7 年 7 月 3 日及び 10 月 23 日に開催した長崎市民会館指定管理者候補者選定審査会の審査結果は、別紙のとおりです。

令和 7 年 10 月 29 日提出

長崎市民会館

指定管理者候補者選定審査会

会長 林 田 和 喜

理 由

長崎市民会館指定管理者候補者選定審査会の審査結果について、長崎市教育委員会指定管理者の候補者の選定に係る審査会規則第 8 条の規定に基づき教育委員会に報告するもの。

「別 紙」

長崎市民会館指定管理者候補者選定審査会の審査結果

1 第1回選定審査会

(1) 日 時 令和7年7月3日（木）18時00分～20時00分

(2) 場 所 長崎市役所5階 第3委員会室

(3) 出席者 委 員 7人中7人出席

事務局 教育総務部長、生涯学習施設課長、

同課施設活用係長、同課職員

生涯学習企画課長、同課地域学習係長、同課職員

市民生活部長、人権男女共同参画室長、

同課係長、同課職員

(4) 内 容

ア 会長及び職務代理者の選出

イ 募集要項等の説明及び協議

ウ 審査及び選定基準の説明

2 第2回選定審査会

(1) 日 時 令和7年10月23日（木）9時00分～13時45分

(2) 場 所 長崎市役所17階 中会議室

(3) 出席者 委 員 7人中7人出席

事務局 教育総務部長、生涯学習施設課長、

同課施設活用係長、同課職員

生涯学習企画課長、同課地域学習係長、同課職員

市民生活部長、人権男女共同参画室長、

同課係長、同課職員

応募団体 2 者

(4) 内 容

ア 書類審査

(ア) 資格審査について

申請に必要な書類に不備がなく、募集要項で求める応募資格を有していることを事務局で確認済みであることを報告した。

(イ) 安定した経営能力について

経営又は財務に関する専門的知識を有する委員から、各応募団体は、安定した経営能力を有しているとの評価報告を受けた。

(ウ) 価格点について

評価項目「価格点」については、「長崎市公の施設の指定管理者制度に関する指針」に基づき応募団体の提案金額から算定した点数、有限会社ステージサービス 21 点（28 点満点）、及び株式会社 N B C ソシア 22 点（28 点満点）を委員 1 人当たりの価格点とすることを確認した。

イ 面接審査

ウ 指定管理者候補者の選定

別添「長崎市民会館指定管理者候補者選定審査会審査報告書」のとおりに、候補者を選定した。

「別 添」

令和7年10月24日

長崎市教育委員会
教育長 西本 徳明 様

長崎市民会館
指定管理者候補者選定審査会

会長 林田 和喜



長崎市民会館指定管理者候補者選定審査会における審査結果について（報告）

長崎市民会館指定管理者候補者の選定に係る申請内容の審査を行いましたので、審査結果について次のとおり報告します。

1 審査結果

- (1) 第一順位 株式会社NBCソシア
- (2) 第二順位 有限会社ステージサービス

2 選定審査会の構成

会 長	林田 和喜	長崎大学人文社会科学域教授
職務代理者	木下 直子	長崎大学ダイバーシティ推進センター准教授
委 員	門 更月	ながさき女性・団体ネットワーク会員
委 員	中村 卓士	長崎県音楽連盟副運営委員長
委 員	西岡 貴義	九州北部税理士会長崎支部会員
委 員	渡邊 慎太郎	合同会社LDSオフィスパートナー代表
委 員	渡辺 雄児	公益財団法人長崎市スポーツ協会理事長

3 審査の方法

応募者から提出された申請書類に不備がないか、募集要項に記載された応募資格等の要件を満たしているかを確認し、事業計画書等の内容や面接に基づき審査を行いました。

また、施設を管理運営する安定した経営能力を有するかについて、応募団体の財務諸表等により審査を行いました。

なお、審査にあたっては、公平性及び公正性を確保するため団体名を伏せて実施しました。

4 審査の経緯

回数	開催日	内容
第1回	令和7年7月3日	・会長の選出 ・指定管理者制度、選定審査会の概要の説明 ・募集要項等の説明及び協議 ・選考方法及び審査基準の説明
第2回	令和7年10月23日	・書類及び面接審査 ・指定管理者候補者の選定、講評

5 申請団体（申請順）

- ・有限会社ステージサービス
- ・株式会社NBCソシア

6 審査結果（採点結果は別紙のとおり）

(1) 第一順位 株式会社NBCソシア

基本方針の、「市民に寄り添い、まちと共に育つ」というコンセプトを軸に方針がわかりやすく、個人情報保護など法令遵守の姿勢がしっかりと感じられる。

提案された企画内容は、目新しさにはやや欠けているように感じられるものの、メディアとの連携や市民アドバイザー制度の導入など市民サービスの向上に対する意欲が評価できる。

また、人材の確保やコスト管理に加え、緊急時の対応など安全面にも配慮した安定した管理運営が期待できる。

(2) 第二順位 有限会社ステージサービス

基本方針の「人が育つ、人を培う長崎市民会館」をテーマとして、市民や地域との協働を意識し、都市部という立地を生かした情報収集や人材育成、連携などに関する新しい視点を持ち、熱意をもって取り組もうとする姿勢を感じられたところは評価できる。

他の施設で培った事業実績を基に提案された企画は、講座の充実などで新規利用者の開拓の期待がもてる部分が評価できる一方で、現在利用されている方々を一層引き寄せるような提案や複合施設であることを生かすための総合的な利活用に関する提案をもっと出して欲しかった。

また、社内コーディネーターを導入して他の施設運営の知見やノウハウを生かす管理運営の工夫については評価できる一方、人員確保の面ではやや不安が残る部分があった。

7 審査会総評

(1) 審査に係る総括的な講評

技術点のうち基本事項に関しては、特に個人情報保護に関するガイドラインの整備状況等を踏まえ第一順位者を高く評価する。

事業計画に関しては、第一順位者と第二順位者との大きな差はなく、第一順位者はメディアと連携した企画の提案など、第二順位者は若い世代に向けた新たな企画の提案な

どは、それぞれ一定の評価ができる内容であった。

管理運営体制に関しては、人員配置、収支計画・施設管理、緊急時の対応の中項目のいずれも第一順位者を高く評価した。特に、人員配置に関して、第一順位者の多様な雇用形態による人材確保の姿勢は、近年の人手不足が厳しい状況の中で施設の安定運営につながるものとする。

価格点については、第一順位者、第二順位者ともに上限額に近い提案額であったが、第一順位者の提案額が若干下回っており、多少の差が出る結果となった。

以上の結果を踏まえ、技術点と価格点との総合点でより高い得点となった第一順位の株式会社NBCソシアを指定管理者候補者に選定する。

(2) 選定審査会からの指定管理者候補者への要望

「市民に寄り添い、まちと共に育つ」市民会館をテーマに、メディア等を活用した協働事業について大いに期待したい。

一方で、提案された事業内容は求められる水準を満たしていると判断されるが、目新しさに欠けているため、利用者や市民アドバイザーの意見・要望を聴取し、特にジュニア層育成の視点による体育事業や文化の底上げなどの視点をもった文化ホールを活用した事業の展開も含めて、新たな取り組みを実施してもらいたい。

採点結果

(別紙)

区分	評価項目			配点			採点			
	大項目	中項目	詳細	各委員	全体	計	第一順位		第二順位	
							株式会社 NBC ソシア		有限会社 ステージ サービス	
技術点	基本事項	基本方針	当該施設の管理運営業務について、施設の設置目的等に合った基本方針・理念を持っているか	4	28	112	24	98	25	87
		協働と連携	当該施設を利用し活動している市民、地域、団体等との連携等に係る考え方が適切であるか	4	28		23		24	
		平等利用の確保	施設の利用に関し、公平性を確保する考え方と方策が適切であるか	4	28		24		21	
		個人情報の保護	施設の利用者の個人情報の保護に関する措置は適切であるか	4	28		27		17	
	事業計画	施設の設置目的と計画	施設の効用を最大限に発揮し、施設の設置目的に沿った成果が得られるものであるか	4	28	224	23	178	22	175
		企画立案 (中央公民館)	中央公民館の講座企画に対する基本的な考え及び講座内容が社会教育施設としてふさわしいものであるか。	8	56		42		48	
		企画立案 (人権男女共同参画推進センター)	男女共同参画推進センターの講座企画に対する基本的な考え及び講座内容が男女共同参画の推進に関する取組みを支援するための拠点施設としてふさわしいものであるか	8	56		46		46	
		サービスの向上	施設の利用者の増加や利便性を高めるための提案であるか	8	56		44		42	
	管理体制	評価と改善	事業に対する評価・改善体制が適切であるか	4	28	168	23	137	17	113
		人員配置	職員配置は、当該施設の業務を行うのに適切であるか	8	56		50		36	
		収支計画・施設管理	当該施設の業務に係る収支予算書・管理に関する基本的事項は適切か	12	84		63		57	
		緊急時の対応	緊急時における、連絡体制等危機管理体制は適切であるか	4	28		24		20	
	技術点 計			72	504		413		375	
価格点	価格	経費	経費は適正か ※上限の範囲内において、一定の基準額までは経費の削減努力を評価しますが、その基準額を下回る場合はサービス水準の低下が懸念されるため、評価が下がります。	28	196		154		147	
合 計				100	700		567		522	

「参 照」

○ 長崎市教育委員会指定管理者の候補者の選定に係る審査会規則（抜粋）
（設置の単位）

第2条 審査会は、指定管理者に管理させようとする公の施設（公募によらず管理させるものを除く。以下「施設」という。）を単位として設置するものとする。ただし、施設の類型、性質等を勘案し、施設の種類ごとに区分し審査させることが適当と教育委員会が認めるときは、区分された種類を単位として、審査会を設置することができる。

〔 中 略 〕

（結果報告）

第8条 会長は、審査が終わったときは、速やかにその結果を教育委員会に報告しなければならない。

〔 以下、略 〕

第 2 0 号 報 告

公の施設の指定管理者の候補者の選定について（長崎市民会館）

長崎市民会館の管理を行わせるため、長崎市民会館指定管理者候補者選定審査会による審査の結果のとおり、第一順位の団体を指定管理者の候補者として選定するため、長崎市教育委員会教育長事務委任規則（昭和 2 7 年長崎市教育委員会規則第 6 号）第 2 条第 1 項の規定により別紙のとおり決定したが、重要と認められる事項であることから同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 1 0 月 2 9 日 提出

長崎市教育委員会

教育長 西 本 徳 明

「別 紙」

公の施設の指定管理者の候補者の選定について

次のとおり公の施設の指定管理者の候補者を選定するものとする。

- 1 公の施設の名称 長崎市民会館
- 2 指定管理者の候補者 長崎市尾上町5番6号
株式会社NBCソシア
代表取締役 下田 智行

令和7年10月28日

長崎市教育委員会

教育長 西 本 徳 明

「 参 照 」

○ 長崎市民会館条例（抜粋）

（指定管理者による管理）

第4条 教育委員会は、長崎市民会館の管理を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる。

2 教育委員会は、前項の指定に当たっては、公募の方法により、これを行うものとする。

3 指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書その他教育委員会が別に定める書類を添付して、教育委員会に提出しなければならない。

4 教育委員会は、前項の規定により提出された書類を審査し、次に掲げる条件を満たすもののうちから最も適当と認めるものを指定管理者として指定する。

（1） 市民の平等利用を確保することができるものであること。

（2） 長崎市民会館の効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減が図られるものであること。

（3） 長崎市民会館の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有しているものであること。

（4） 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が別に定める条件

〔 以下、略 〕

○ 長崎市教育委員会教育長事務委任規則（抜粋）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

- (1) 学校教育又は社会教育に関する一般方針を定めること。
 - (2) 学校その他教育機関の設置及び廃止を決定すること。
 - (3) 県費負担に係る教職員の任免その他の進退について内申すること。
 - (4) 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員（前号の教職員を除く。）の任免その他の進退に関すること。
 - (5) 教科書の採択を決定すること。
 - (6) 学校その他教育機関の敷地の選定及び変更を決定すること。
 - (7) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程を制定し、又は改廃すること。
 - (8) 附属機関の委員を任命し、又は委嘱すること。
 - (9) 通学区域を設定し、又は変更すること。
 - (10) 他の教育委員会との協議事項を決定すること。
 - (11) 法第26条に規定する点検及び評価に関すること。
 - (12) 法第27条及び第29条に規定する意見の申出に関すること。
 - (13) 審査請求（教育長がその権限（委員会から委任された権限を含む。）に基づき行った行政処分に係るものを除く。次条第1項において同じ。）及び訴訟等に関すること。
 - (14) 文化財の指定及びその解除に関すること。
 - (15) 行政文書及び個人情報の開示決定等に関すること。
 - (16) 学校運営協議会の設置並びに委員の任命及び委嘱に関すること。
- 2 教育長は、前項の規定により委任された事項のうち、重要と認められるものについては、その事務の管理及び執行の状況を、教育委員会に報告しなければならない。